

重要事項説明書

社会福祉法人 柊野福社会

柊野居宅介護支援センター

柘野居宅介護支援センター

重要事項説明書

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

利用者様の心身の状況、置かれている環境やその家族の希望等を踏まえて居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようにサービス提供事業者との連絡調整その他居宅での介護を支援することを目的とします。

(2) 運営方針

- ① 利用者様が、要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、援助に努めます。
- ② 利用者様の意思及び人格を尊重し、常に利用者様の立場にたち、介護等に関する相談・指導・助言を行います。
- ③ 関係行政機関や居宅サービスを提供する事業者等と積極的に連携しながら、利用者様の需要に応じた居宅サービスが公正・中立に提供できるように努めます。
- ④ 利用者様が医療系サービスの利用を希望される場合などは、利用者様の同意を得て主治医等に意見を求め、当該主治医等に対してケアプランを交付し、主治医等とのより円滑な連携を図ります。
- ⑤ 利用者様の心身又は生活状況に係る情報のうち、主治医等の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについては、主治医等に情報提供を行います。
- ⑥ 利用者様やその家族の求めに応じて、複数の居宅サービス事業所を紹介し、また居宅サービス計画に位置付ける事業所の選定理由について十分説明を行います。
- ⑦ 障害福祉サービスを利用してきた利用者様が介護保険サービスを利用する場合等において、障害福祉制度の特定相談支援事業者との密接な連携に努めます。

2 事業所の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	終野居宅介護支援センター
所在地	京都市北区上賀茂馬ノ目町10の1
TEL	075-705-4133
FAX	075-711-2880
介護保険指定番号	2670100037
サービスを提供する地域	京都市北区(千本通以東 中川・小野郷除く) 上京区(上立売以北、千本通以東) 左京区(北大路通以北、深泥池以南、下鴨本通以西)

3 事業所の職員体制

	資格	常勤(専従)	常勤(兼務)	非常勤	計
管理者 兼 ケアマネジャー	主任介護支援専門員	1			1
ケアマネジャー	主任介護支援専門員	1			1
	介護支援専門員	3			3
合計		5			5

4 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

主な流れ	流れと内容の概略
① 相談、申込、受付 ↓	① ご相談の上「居宅サービス計画作成依頼届出書」をご提出いただきます。
② 訪問調査 ↓ 要介護等認定	② 行政から委託がある場合は当事業者で行います。
③ アセスメント ↓	③ 全国社会福祉協議会「居宅サービス計画ガイドライン」を使用し、課題把握を行います。
④ ケアプラン表原案作成 ↓	④ 要介護等認定結果に応じて、利用者様の希望のもとにケアプランの原案を作成します。
⑤ サービス担当者会議等 ↓	⑤ 必要に応じてサービス担当者会議を開催します。または、サービス事業者と密接な連携をとります。
⑥ サービスの提供	⑥ サービス提供内容等についてご相談等あればいつでも応じます。

5 利用料金等

(1) 利用料（居宅介護支援料及び各種加算）

要介護認定を受けられた方について、利用料は介護保険から全額法定代理受領が行われるので、自己負担はありません。

【居宅介護支援利用料】

- ① 介護支援専門員取扱件数1人あたり45件未満の場合
要介護1・2 11,620円 要介護3・4・5 15,097円
- ② 介護支援専門員取扱件数1人あたり45件以上60件未満の場合
要介護1・2 5,820円 要介護3・4・5 7,532円
- ③ 介護支援専門員取扱件数1人あたり60件以上場合
要介護1・2 3,488円 要介護3・4・5 4,515円

なお、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時などにケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討など必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱う事が適当と認められるケースについては、居宅介護支援の基本報酬の算定を行います。

【各種加算】

さらに、各種加算の算定要件を満たした場合は、居宅介護支援料に下記の加算が上乗せされることがあります。

- ① 初回加算 3,210円
新規に居宅サービス計画を作成する場合や要介護区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成した場合に1月につき算定。
- ② 特定事業所加算（Ⅱ）4,504円
以下の算定要件を満たしている場合に算定。
- ・ 常勤かつ専従の主任介護支援専門員を配置している。
 - ・ 常勤かつ専従の介護支援専門員を主任介護支援専門員の他に3人以上配置している。
 - ・ 利用者様に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。
 - ・ 24時間、必要に応じて利用者様等の相談に対応する体制を確保している。
 - ・ 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。
 - ・ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供している。

- ・ 介護等を日常的に行っている児童や障害者、生活困窮者、難病疾患等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識などに関する研修会に参加している。
- ・ 特定事業所集中減算の適用を受けていない。
- ・ 利用者数が介護支援専門員 1 人あたり 45 名未満である。
- ・ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する学習」等に協力又は協力体制を確保している。
- ・ 他法人が運営する居宅介護支援事業者との共同で事例検討会・研修会などを実施している。
- ・ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画書を作成している。

③ 特定事業所医療介護連携加算 1, 337 円

以下の算定条件を満たしている場合に算定。

- ・ 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間において退院・退所加算(I)イ、(I)ロ、(II)イ、(II)ロ又は(III)の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設との連携の回数の合計が 35 回以上である。
- ・ 前々年度の 3 月から前年度の 2 月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算定している。
- ・ 特定事業所加算(I)、(II)又は(III)を算定している。

④ 入院時情報連携加算

(I) 2, 675 円

利用者が病院又は診療所に入院した日の内に、当該病院又は診療所の職員に対し利用者に係る必要な情報提供を行った場合。

(II) 2, 140 円

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対し利用者に係る必要な情報提供を行った場合。

⑤ 退院・退所加算

(I) イ 4, 815 円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により 1 回受けている場合。

(I) ロ 6, 420 円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンスにより 1 回受けている場合。

(II) イ 6, 420 円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けている場合。

(II) ロ 8,025円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を2回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合。

(III) 9,630円

病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設又は介護保険施設の職員から利用者に係る必要な情報の提供を3回受けており、うち1回以上はカンファレンスによる場合。

⑥ ターミナルケアマネジメント加算 4,280円

以下の算定条件を満たしている場合に算定。

- ・ 24時間連絡がとれる体制を確保し、かつ必要に応じて指定居宅介護支援を行う事が出来る体制を整備している。
- ・ 終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等を把握、利用者への支援を実施する。
- ・ 訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供した場合。
- ・ 「人生の再集団化における医療・介護・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容に沿った取り組みを行う。

⑦ 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,140円

病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合。

⑧ 通院時情報連携加算 535円

利用者が診察を受ける際に介護支援専門員が同席し医師又は歯科医等に心身や生活状況に関する必要な情報の提供を行い、医師等から必要な情報の提供を受けた場合（月に1回のみ算定）。

*これらにつきましても利用者様の自己負担はありません。

(2) サービス提供証明書の交付

保険料の滞納がある場合、保険者から事業者に対して居宅介護支援に係る法定代理受領ができなくなる事があります。その場合、一旦、1ヶ月あたり(1)の利用料を事業者にお支払いいただきます。事業者は利用料を受領し、サービス提供証明書を交付いたしますので、この証明書を後日、住所地の市町村窓口に提出して頂きますと、全額払い戻しを受けることができます。

(3) 交通費

標記のサービス提供地域内では交通費は無料
地域外の方で訪問する場合の交通費は実費を頂戴いたします。

(4) 解約料

利用者様はいつでも解約することができ、解約料は不要です。

6 営業時間

月曜日から土曜日（12月31日～1月3日を除く）
午前8時30分から午後5時30分
但し、24時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者様等の相談に対応する体制を取っています。

7 秘密保持

事業者、ケアマネジャー及び事業所が使用する者は、サービス提供をする上で知りえた利用者様及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。

8 事故発生時の対応

当事業者は、利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者様の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。また事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

9 虐待防止

当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

担当者 今里 美保

- ⑤当事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

10 サービス内容に対する相談、苦情の窓口

(1) 当事業者における相談、苦情窓口

苦情受付担当者 担当ケアマネジャー _____

法令遵守責任者 酒枝 素子

苦情解決責任者 管理者 加来 毅

TEL 075-705-4133 FAX 075-711-2880

受付時間 8:30~17:30

第三者委員：三宅 正 075-701-2228 (会社)

(2) 行政機関その他苦情受付機関

北区役所保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市北区紫野東御所田町33-1 TEL 432-1364 FAX 432-1590 受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00
上京区役所保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市上京区今出川通室町西入堀出シ町289 TEL 441-5106 FAX 441-0180 受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00
左京区役所保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	所在地 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7-2 TEL 702-1069 FAX 702-1316 受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸四条下る水銀屋町620 COCON烏丸内 TEL 354-9011 FAX 354-9099 受付 月曜日～金曜日 9:00～17:00

説明・交付年月日 令和 年 月 日

本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者 ケアマネジャー 氏名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容および以下の項目について同意の上、本書面を受領しました。

- ① 私は、自身が居宅介護支援に主体的に参加するため、居宅サービス計画の作成にあたって複数のサービス事業所の紹介を求める事や、計画書に位置付けられた事業所の選定理由について説明を求める事が出来る事について説明を受け、理解しました。
- ② 自身の心身または生活状況に係る情報は、主治医等が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効である事から、主治医等の助言が必要と介護支援専門員が判断した場合には、介護支援専門員が主治医等に情報提供を行う事について説明を受け、同意しました。
- ③ 入院に際して、居宅における日常生活上の能力や利用していたサービス等の情報を居宅介護支援事業所と入院先医療機関との間で共有することは、退院支援、退院後の円滑な在宅生活への移行につながるため、私が入院する場合には、私から担当介護支援専門員の氏名・事業所の連絡先を入院先医療機関に伝える事について説明を受け、同意しました。
- ④ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、前6月間において作成された居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下訪問介護等）の各サービスの利用割合（※1）及び、前6月間において作成された訪問介護等の各サービス毎の、同一事業者によって提供されたものの占める割合（※2）について説明を受け、理解しました。

※1 前6月に作成したケアプランにおける訪問介護等の利用状況。

（令和6年3月1日～令和6年8月31日）

- ① 訪問介護：27% ②通所介護：46% ③福祉用具貸与：67%
④地域密着型通所介護：20%

※2 前6月間において作成された訪問介護等の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの占める割合

①訪問介護	ケアネットキティ 22%	京都福祉サービス協会北事務所 21%	ヘルパーステーション 京都しんらい 12%
②通所介護	柘野デイサービスセンター 27%	西賀茂デイサービスセンター 9%	春うららデイサービスセンター 7%
③福祉用具貸与	三笑堂 28%	フランスベッドメデイカル京都営業所 27%	(株)フロンティア 16%
④地域密着型通所介護	レコードブック京都北大路 27%	ボラリスデイサービスセンター紫竹 17%	デイサービス北山 13%

同意年月日 令和 年 月 日

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

署名代行者

(住 所)

(氏 名)

印 (利用者との関係) _____